

# 第2章 計画策定の背景

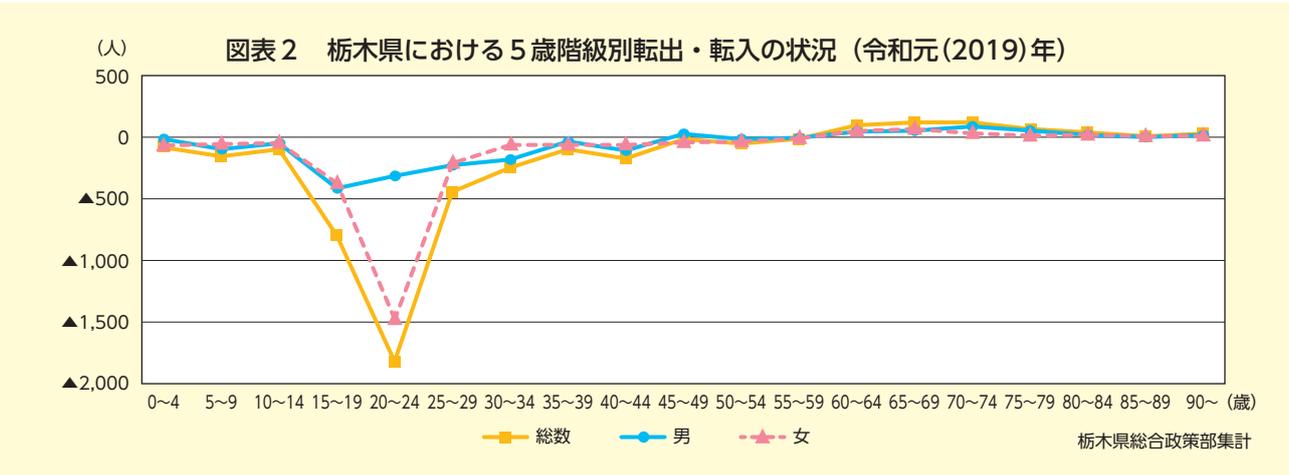
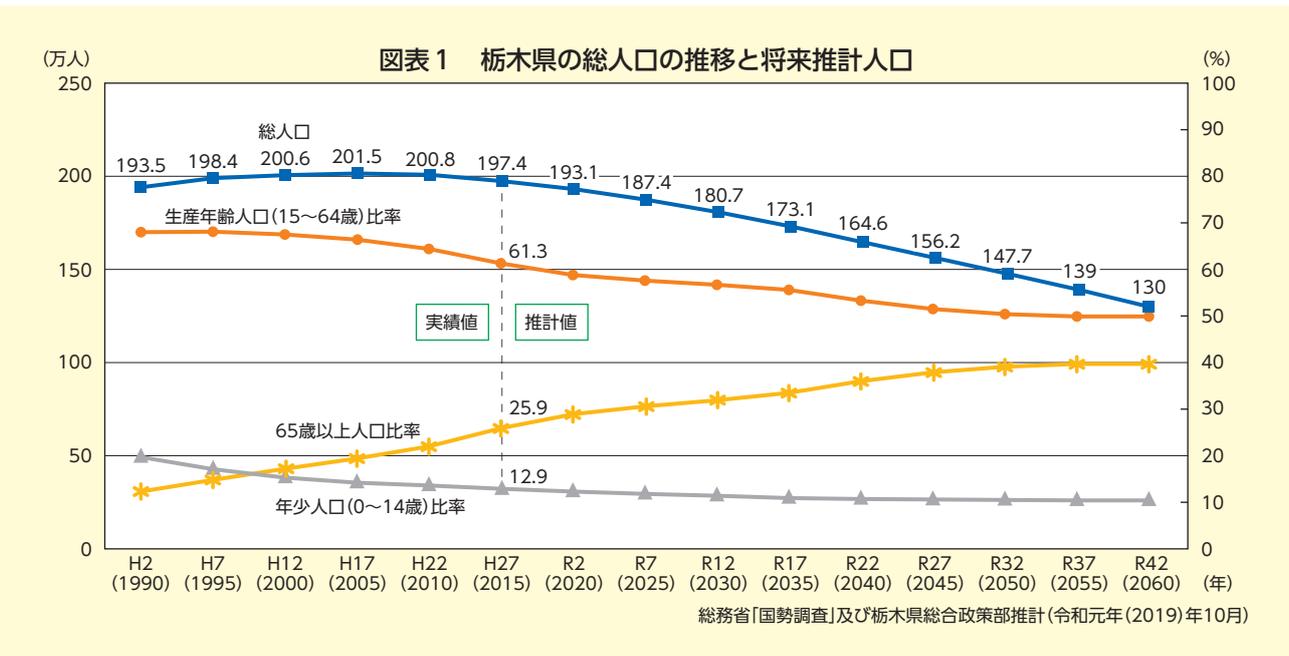
## 1 社会情勢と女性を取り巻く状況等

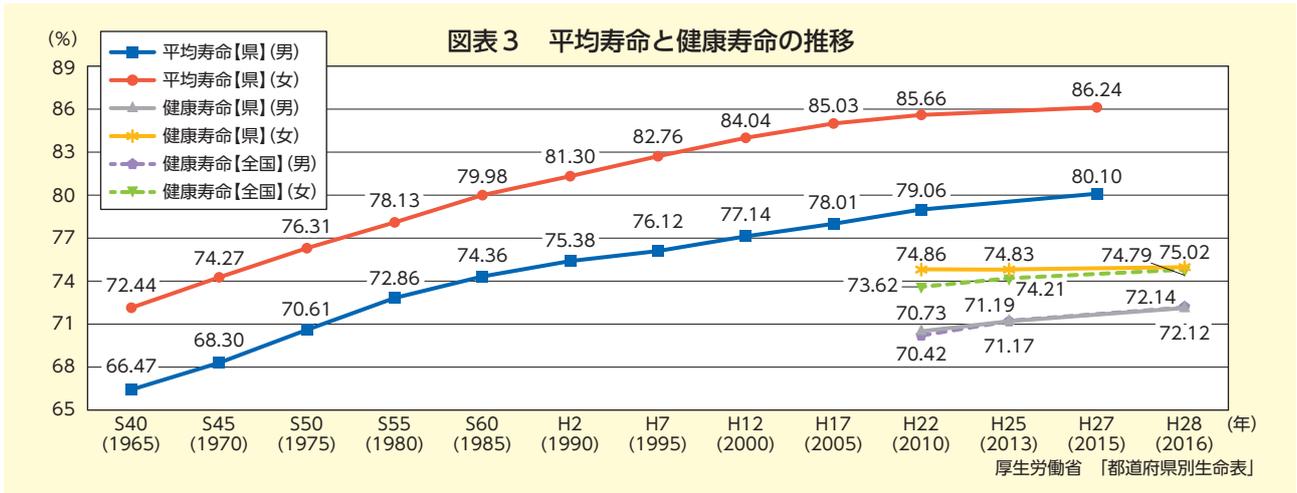
### (1) 社会全体における状況の変化

本県の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成17（2005）年をピークに減少しています。さらに最近では、東京圏をはじめとした大都市圏への若い世代の転出超過の傾向にあり、特に女性の転出超過が今後も継続する場合、人口減少は加速的に進行することが予測されるとともに、多様な人材の確保・活用が困難となり、地域活力の低下を招くおそれがあります。

また、年齢区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の比率は今後減少が見込まれ、65歳以上の人口比率は更なる増加が見込まれており、経済活動における担い手の確保や社会保障の持続等に影響が生じることが懸念されます。（図表1、図表2）

一方、生活環境の改善と医療の進歩等により、本県でも全国同様、平均寿命と健康寿命が延伸しており、人生100年時代を迎えようとしています。（図表3）



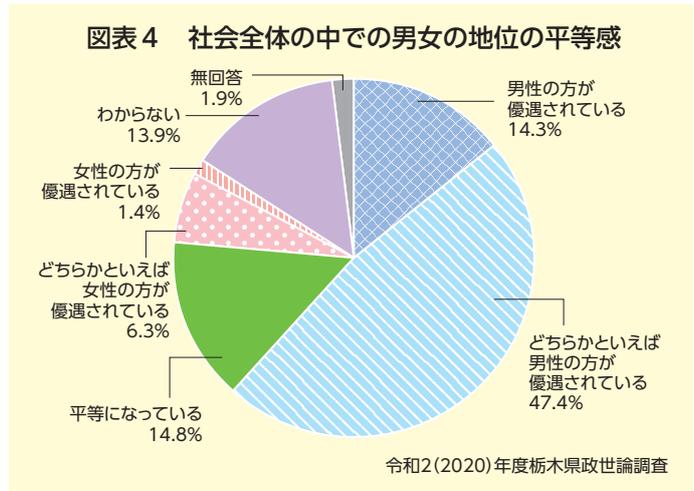


## (2) 本県の男女共同参画の状況

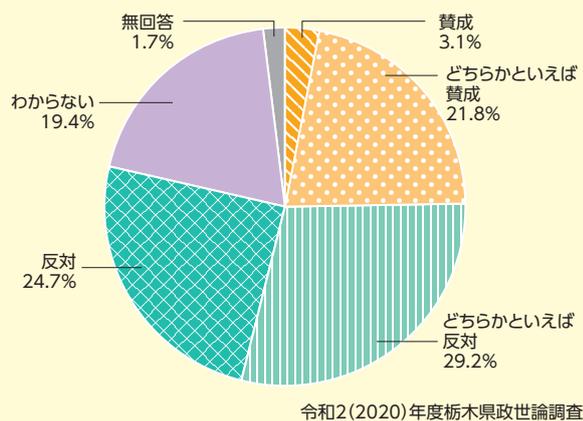
### ① 男女共同参画に関する県民の意識

令和2（2020）年度栃木県政世論調査において、「社会全体の中での男女の地位の平等感」について、「平等になっている」と答えた人の割合が14.8%、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人の合計が61.7%となっています。（図表4）

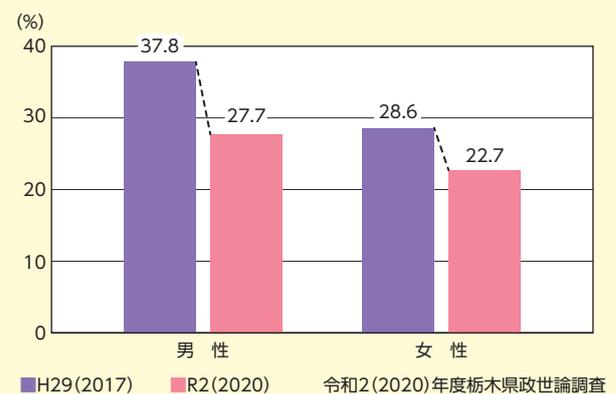
また、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の合計が24.9%、「反対」又は「どちらかといえば反対」と答えた人の合計が53.9%となっています。平成29（2017）年度調査と比べると、男女共に固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。（図表5-1、図表5-2）



図表5-1 固定的な性別役割分担意識（男女計）



図表5-2 固定的な性別役割分担意識の男女別推移（「賛成」・「どちらかといえば賛成」と回答した人の合計）



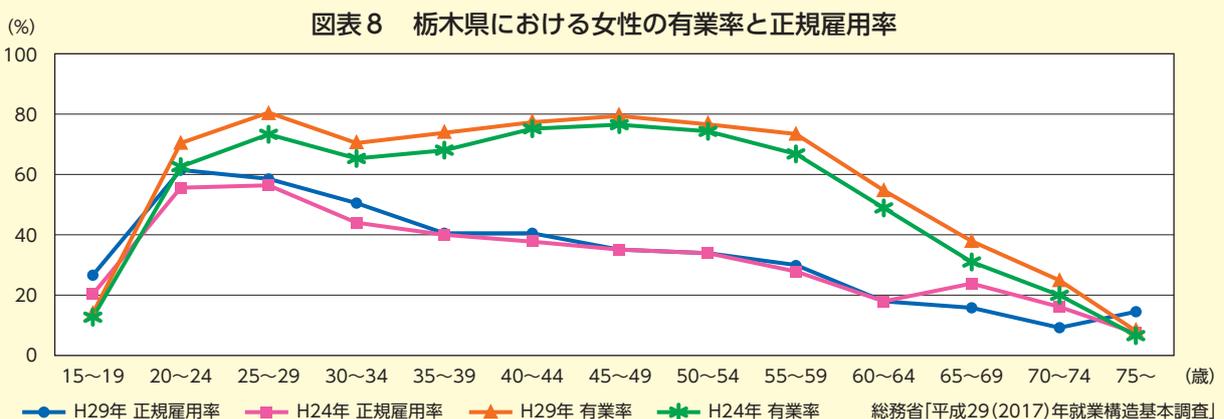
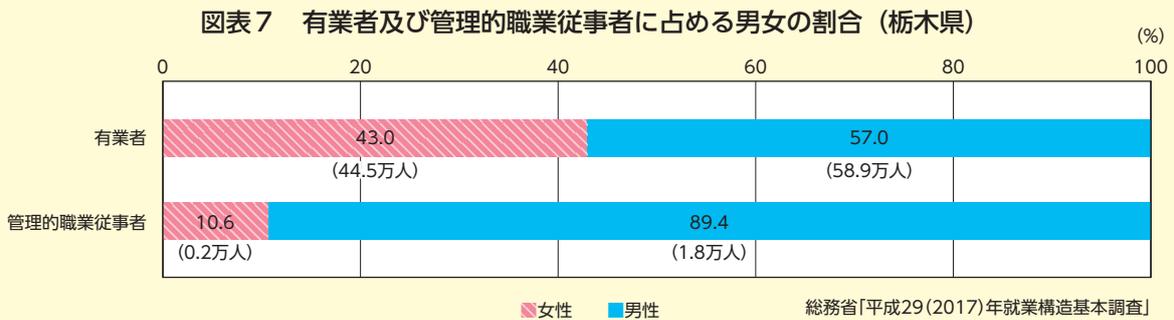
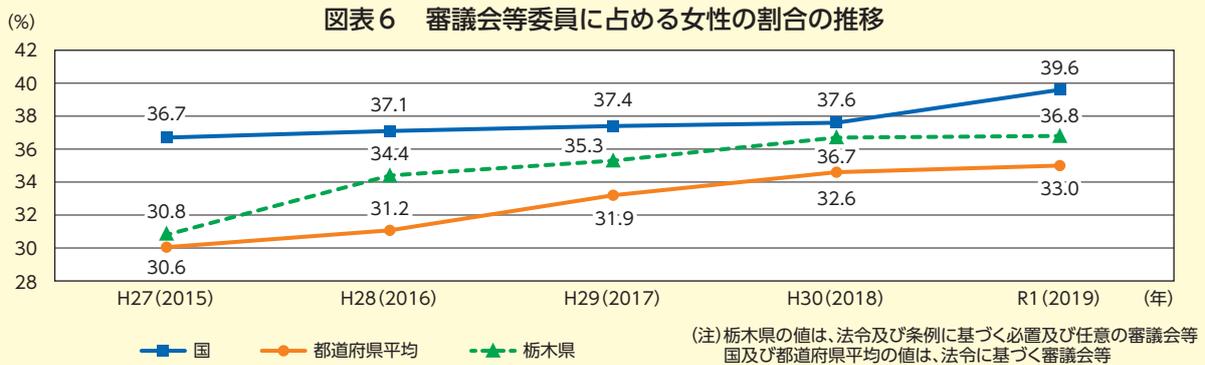
② 女性活躍の状況

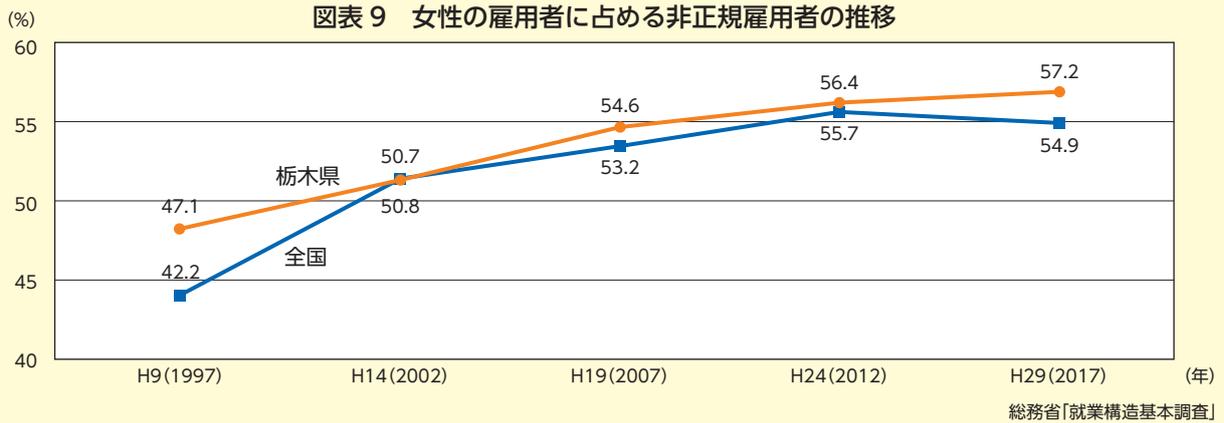
男女共同参画社会の実現に向けて、政治、経済、社会などあらゆる分野で政策・方針決定過程に男女が共に参画することが求められています。県が設置している審議会等の女性委員の割合を見ると増加傾向にあり、都道府県平均を上回っていますが、4割には満たない状況です。(図表6)

また、本県の有業者を男女別で見ると、女性は43% (44万5千人) ですが、管理的職業従事者は10.6% (0.2万人) にとどまっています。(図表7)

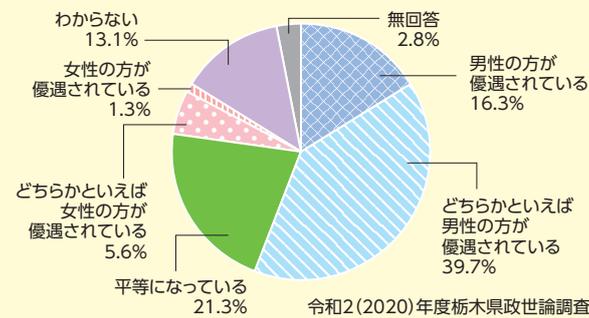
年齢階級別に女性の有業率をみると、出産・育児期に低下する「M字カーブ」は解消されてきましたが、正規雇用労働者の比率が20～24歳代をピークに年齢とともに低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が生じています。本県女性の非正規労働者の割合は、全国平均を上回る57.2%となっており、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の待遇差が男女間の賃金格差や女性の貧困の一因ともなっています。(図表8、図表9)

このような中、県内における「働く場(職場)での男女の地位の平等感」について、「平等になっている」と答えた人が21.3%、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人が56.0%と高くなっています。(図表10)





図表10 働く場での男女の地位の平等感（男女計）

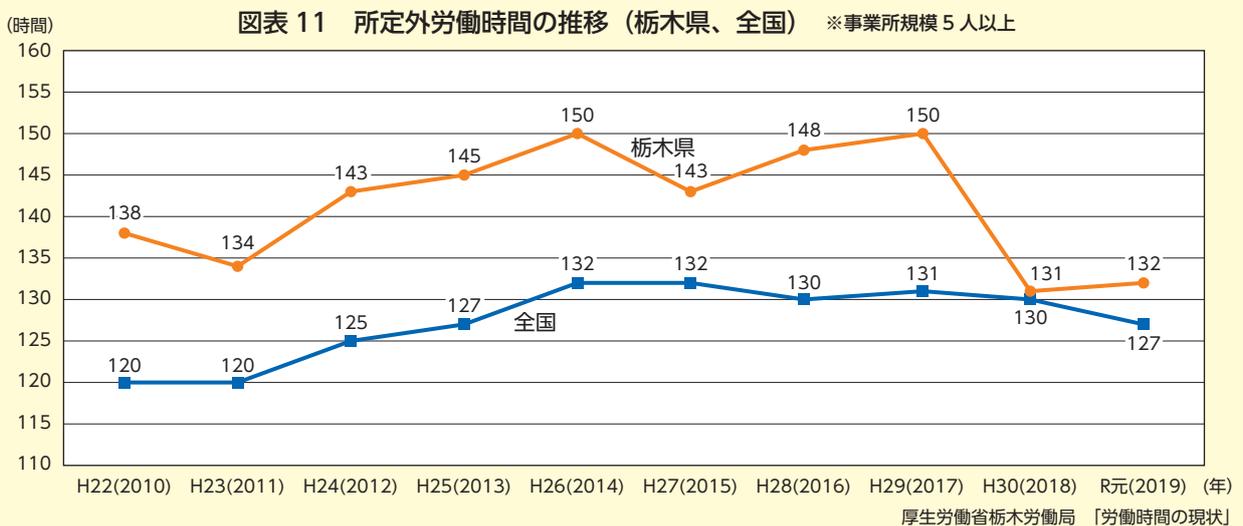


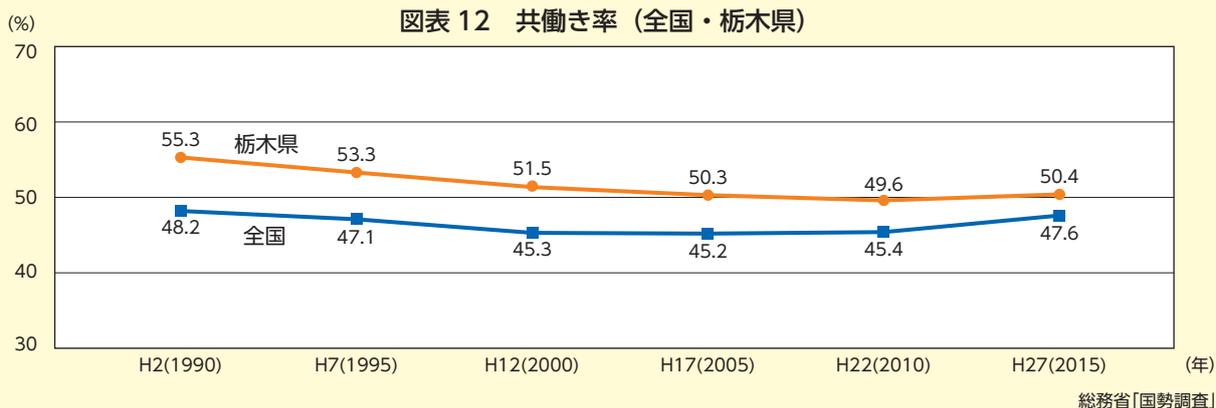
### ③ 仕事と生活を取り巻く状況

本県の労働者の一人当たり所定外労働時間は、平成 23 (2011) 年度から増加し、平成 26 (2014) 年度と平成 29 (2017) 年度には 150 時間となり、平成 30 (2018) 年度には 131 時間に減少しましたが、全国平均を上回っています。(図表 11)

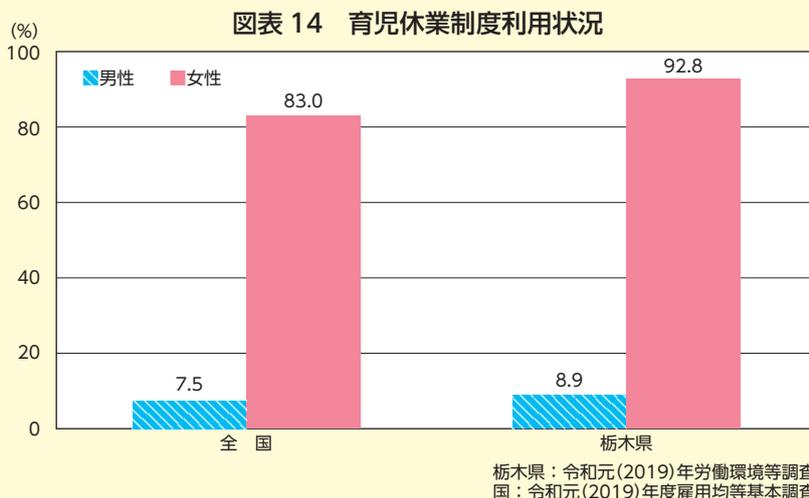
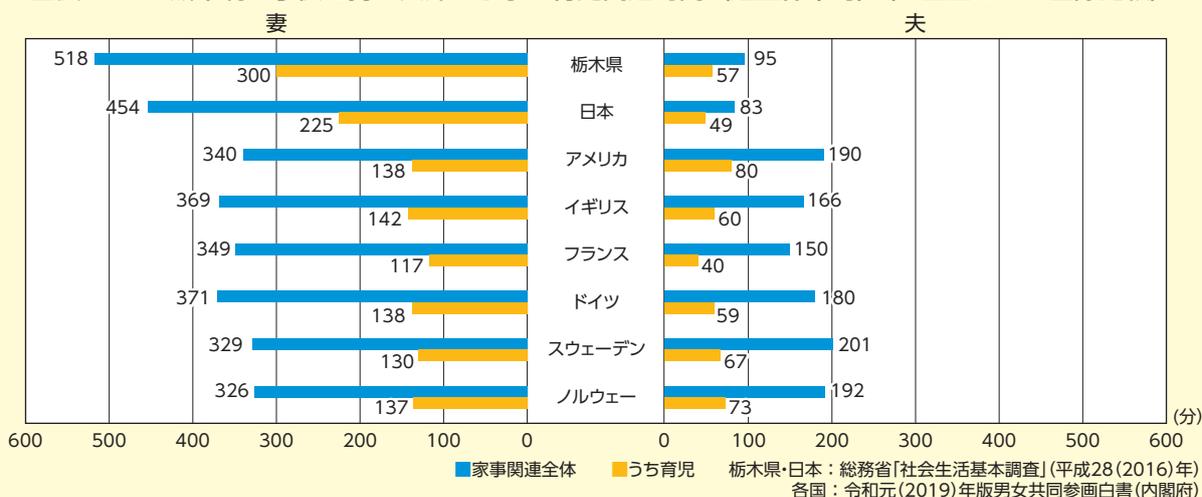
また、夫婦のいる一般世帯のうち約半数が共働き世帯ですが、家事、育児、看護や介護などに従事する時間は男女間で大きな差があります。(図表 12、図表 13)

さらに、令和元 (2019) 年度における県内企業の男性の育児休業制度利用状況は、女性の 92.8% に対し、8.9% と男女間で大きな差があります。(図表 14)





図表 13 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間 (週全体平均) (1日当たり、国際比較)



### (3) 女性に対する暴力や貧困等の状況

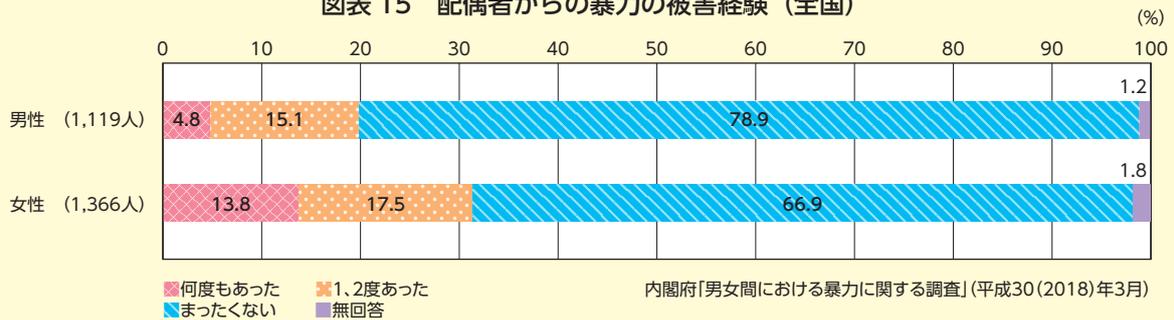
配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場合において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約3人に1人(31.3%)、男性の約5人に1人(19.9%)が、「配偶者からの暴力の被害を受けたことがある」と答えています。(図表15)

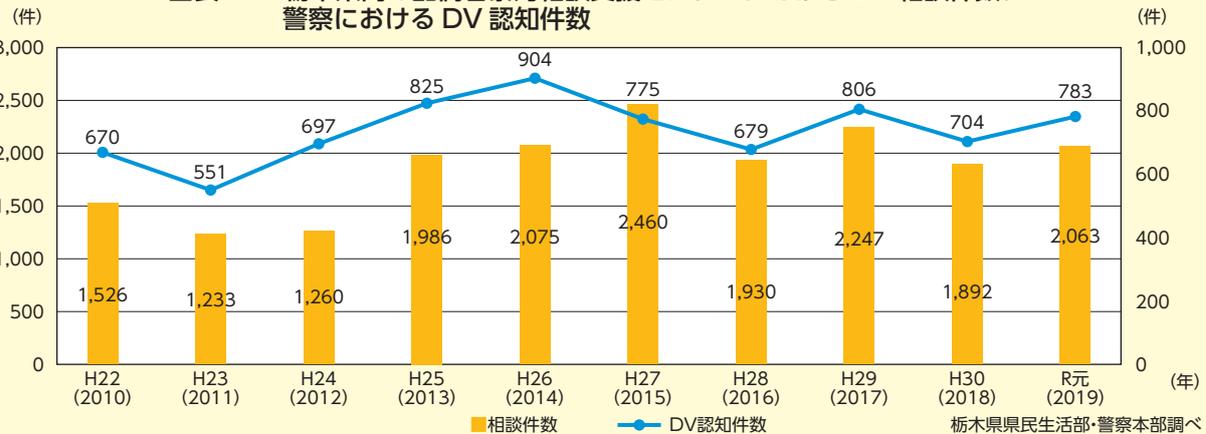
本県の状況をみると、令和元(2019)年度に県や市が設置している配偶者暴力相談支援センター（5か所）に寄せられたDV相談件数は2,063件で、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数（以下「DV認知件数」という。）は783件となっています。昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、生活不安やストレスを原因とするDV被害者等の増加が懸念されています。（図表16）

また、女性は非正規雇用が多く、男性に比べて収入が低いため、社会経済情勢の影響を受け職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があり、県内のひとり親家庭のうち約9割を占める母子家庭では影響が深刻化する懸念があります。（図表17、図表18、図表19）

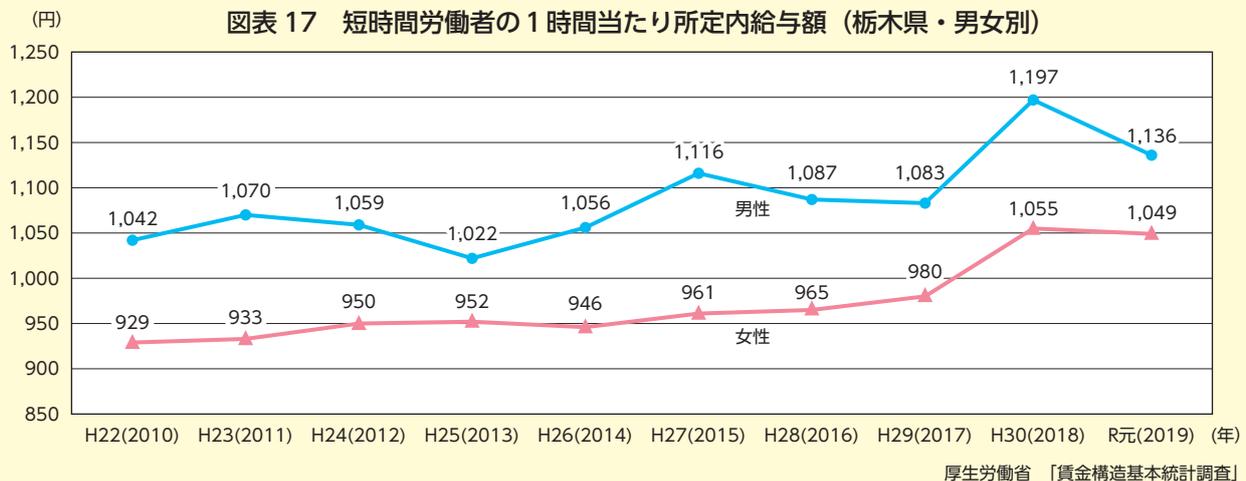
図表15 配偶者からの暴力の被害経験（全国）



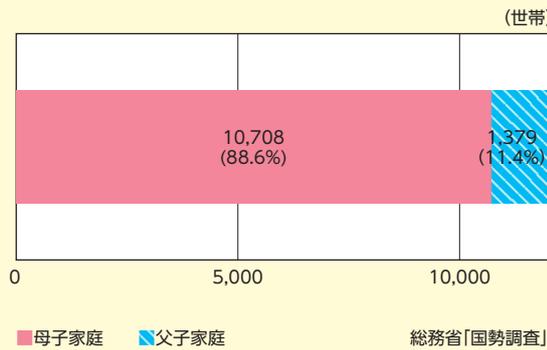
図表16 栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数、警察におけるDV認知件数



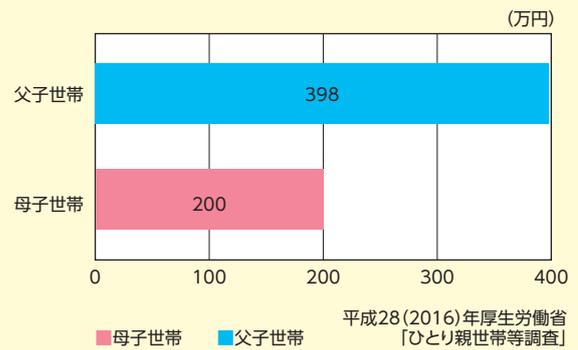
図表17 短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（栃木県・男女別）



図表 18 栃木県のひとり親世帯(平成 27(2015)年)



図表 19 平成 27(2015)年ひとり親世帯の平均年間収入(母又は父の就労収入)



## 2 国・県・県内市町の主な動き

### (1) 国の動き

#### ① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 (2018) 年 5 月に公布・施行されました。

#### ② 働き方改革を推進するための関係法律の整備

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置について、労働基準法やパートタイム労働法などの関係法を改正する法律が平成 30 (2018) 年 6 月に制定され、順次施行されることとなりました。

#### ③ 女性活躍推進法の改正

女性の職業生活における活躍を更に推進するため、令和元 (2019) 年 5 月に改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍の推進に関する情報公表の強化等が定められました。

#### ④ ハラスメント対策を強化するための関係法律の整備

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が令和元 (2019) 年 5 月に改正され、ハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント防止対策が法制化されました。また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が定められました。

#### ⑤ DV防止法の改正

DVと児童虐待が重複して発生している事案を受け、令和元 (2019) 年 6 月に改正され、DV被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化されるとともに、保護対象である「被害者」に同伴する家族も含まれることとされました。

⑥ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

平成 25（2013）年 5 月に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」以降の、社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、東日本大震災からの復興の取組の進展や課題の変化、これまでの災害における取組状況や新たな課題を踏まえ、女性の視点からの防災の取組を更に徹底、充実させていくため、令和 2（2020）年 5 月に策定されました。

⑦ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化するため、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの 3 年間で集中強化期間として、刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むことを内容とした方針が、令和 2（2020）年 6 月に決定されました。

⑧ 第 5 次男女共同参画基本計画の策定

「第 4 次男女共同参画基本計画」において定められた 10 年間を見通した基本目標に基づき、後半 5 年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた「第 5 次男女共同参画基本計画」が令和 2（2020）年 12 月に閣議決定されました。

⑨ SDGs の実現に向けた取組

国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030 年までに世界が取り組む 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン 2020」が策定されました。国の第 5 次男女共同参画基本計画では、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。



(2) 県の動き

① 「とちぎ女性活躍応援団」による女性活躍の推進

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」の実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」が平成 28（2016）年 9 月に設立され、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成しています。

## ② 「男女生き活き企業」認定・表彰制度の実施

県内の中小・小規模企業における女性活躍の推進や働き方の見直しの取組を促進するため、誰もがいきいきと働けることを目指して積極的に取り組んでいる企業等を認定・表彰する制度を平成29（2017）年度から開始しました。

## ③ DV防止計画の改定

「DV防止計画」の第2次改定版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29（2017）年3月に改定しました。

## (3) 県内市町の動き

## ① 男女共同参画に関する条例の制定

4期計画の推進期間中、新たに那須町で男女共同参画に関する条例を制定し、既に施行していた市町と合わせて13市町で制定されています。

## ② 男女共同参画計画の策定

4期計画の推進期間中、新たに那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那須町の4市町が男女共同参画に関する基本的な計画を策定し、既に策定していた市町と合わせて24市町で策定されています。

## ③ 男女共同参画に関する宣言の実施

4期計画の推進期間中、新たに足利市、佐野市、さくら市及び下野市の4市が男女共同参画に関する宣言を行い、既に宣言していた市町と合わせて10市町で宣言しています。

## ④ DV防止計画の策定

4期計画の推進期間中、市町における策定が進み、24市町で策定されています。

## ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの設置

4期計画の推進期間中、新たに栃木市が設置し、既に設置していた宇都宮市、日光市、小山市と合わせて4市で設置されています。



【とちぎ女性活躍応援団キックオフ大会(平成28(2016)年9月)】



【とちぎ女性活躍応援フォーラムにおける「男女生き活き企業」表彰受賞企業事例発表（令和2(2020)年11月)】

### 3 とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕の達成状況

「とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕」では、3つの基本目標について目標指標を設定し、施策に取り組んできました。4期計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

目標設定指標	単位	計画策定時	実績値	目標値
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり</b>				
男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27年度末)	92.0 (R元年度末)	100.0 (R2年度末)
男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26年度)	8.9 (R元年度)	10.0 (※1) (R2年度)
男女生き生き企業認定企業数	企業数	—	92 (R2.9.30現在)	100 (R2年度末)
<b>基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進</b>				
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	30.8 (H27.4.1)	37.5 (R2.4.1)	40.0 (R3.4.1)
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	27.4 (H27.4.1)	29.1 (R2.4.1)	35.0 (R3.4.1)
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定中小企業数	企業数	—	297 (R2.3.31)	400 (※2) (R2年度末)
とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数	企業数	—	1,090 (R2.9.30現在)	1,000 (R2年度末)
<b>基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶</b>				
DV防止計画を策定している市町の割合	%	32.0 (H27年度末)	92.0 (R元年度末)	60.0 (R2年度末)
①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳） ②乳がん検診受診率(全方式)（40歳から69歳）	%	①43.3 ②49.3 (H25年)	①45.9 ②54.7 (H30年)	①60.0以上 ②60.0以上 (R元年)

(※1) 計画策定当初目標値は8.0% (令和2(2020)年4月見直し)

(※2) 計画策定当初の目標値は60社 (平成30(2018)年12月見直し)